

臨時福祉給付金

(経済対策分)の

申請が始まります

臨時福祉給付金（経済対策分）の給付対象と思われる方がたに対し、申請書用紙を2月下旬あたりに郵送します。申請書が届いた方は、同封の見本を参考に記入・押印し、役場福祉課もしくは各支所地域生活係まで提出ください。

●対象者

平成28年1月1日時点で、三種町に住所を有しており、平成28年度町県民税非課税の方で次のいずれにも該当しない方

- ア. 町県民税が課税されている者に扶養されている場合
- イ. 配偶者が配偶者特別控除を受けて、かつ、町県民税が課税されている場合
- ウ. 町県民税が課税されている方の専従となっている場合
- エ. 平成28年1月1日より継続的に生活保護を受けている場合

●申請期限 5月31日まで

●支給開始

3月下旬から順次（後日、給付決定通知書に振込金額と振込み日を記載し送付します。）

●支給額

1人につき1万5000円

●添付書類

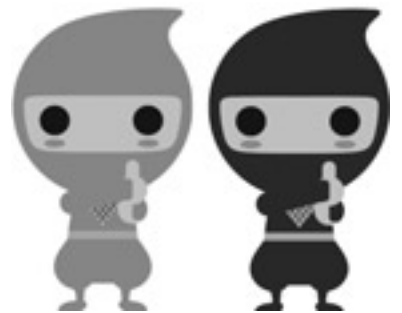
◆申請者名義の通帳に振込する場合で次の方

- (1) 受取方法の口座情報欄に印字されている方
↓書類添付は必要ありません。
- (2) 受取方法の口座情報欄が、
↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓となっている方
↓振込先の通帳のコピーの添付が必要です。

◆申請者と違う名義口座に振込を希望する場合（代理申請）

↓振込先の通帳のコピーと、代理人の身分を証明する書類
（免許証または保険証のコピーなど）のコピーを添付する必要があります。

確認じゃ！



◆成年後見人が申請手続きをする場合も、代理申請扱いとなります。

↓振込先の通帳のコピーと、代理人の身分を証明する書類（免許証または保険証のコピーなど）のコピーを添付する必要があります。

※申請書用紙裏面に、本人確認書類と口座確認書類を必ず添付するよう記載されていますが、三種町では、申請される方の手間を省くため、極力、添付書類を省略することをしています。
特別な場合を除き、本人確認の書類は求めていますのでご理解ください。

◆問い合わせ先

福祉課 福祉係
☎85・2190



内科・外科・消化器内科

クリニック蒼きもり

内視鏡検査（胃カメラ）承ります【要予約】

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝祭日
9:00~12:00	○	○	○	○	○	○	休診
14:00~18:00	○	○	○	○	○	休診	休診



通院にお困りの方はご相談ください。

☎ 0185-74-5885

〒018-2407 三種町浜田字東浜田137-1

院長：東海林茂樹

